

みどり市地球温暖化対策実行計画策定支援業務
仕様書

みどり市市民部生活環境課

令和6年4月

1 本書の位置づけ

みどり市地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書では、みどり市地球温暖化対策実行計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）において、みどり市（以下、「本市」という。）が選定する事業者（以下、「事業者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針並びに本市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 業務名

みどり市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

3 業務の目的

令和2年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一段と加速している。また、令和3年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。

本市でも脱炭素社会実現に向け、令和3年12月17日（金）に2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティを表明し、同時に「みどり5つのゼロ宣言」を宣言した。

そのため、本市の豊富な日照時間と森林資源を最大限活用し、「再生可能エネルギーの利用増進」を図るとともに、脱炭素社会の実現や「みどり5つのゼロ宣言」の宣言達成に向け、様々な施策に取り組む必要がある。

以上のことから、本事業において2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを見据え、地域における再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた「みどり市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するとともに、温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた再生可能エネルギーの導入を行うことを目的としている。

また、本市の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減を図るため、令和2年3月に第3次みどり市地球温暖化対策実行計画を策定したが、国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月）」に掲げられた我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標については、大きく見直され、2013年度比で約46%減が目標となっており、温室効果ガス排出量の削減目標を大幅に見直し、推進強化を図る必要が生じているため、「みどり市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定することを目的としている。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）」並びに「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含する計画とする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

5 業務の内容

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境省が定める『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル』及び『地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル』等の最新の知見に基づき、次のとおり業務を遂行するものとする。また、国、群馬県の施策及び環境基本計画等の関連する市の計画との整合性を図るものとする。

（1）計画策定に係る基礎情報の収集及び現状分析

群馬県と国並びに本市における地球温暖化対策に関する動向、本市の自然的社会的状況を調査・整理する。

自然的・社会的条件について調査・整理する項目は以下の例のようなものを想定しており、企画提案者は、収集する基礎情報及び現状分析の手法について提案すること。

ア 自然的条件

- a 気候
- b 再生可能エネルギー資源の賦存状況

イ 社会的条件

- a 産業構造
- b 都市構造
- c 交通体系
- d インフラの状況
- e 人口動態

（2）アンケート調査の実施

市民及び事業者の地球温暖化対策に関する現状や意識、ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、市民や事業者の声を反映させた計画を策定すること。なお、対象とする件数について提案すること。

アンケートの実施にあたっては、WEBでの回答も可能とし、回答率の向上に努める。

なお、アンケートの実施については、契約予定事業者決定後に実施の必要性を相談したうえで実施可否を判断するものとするが、見積書を作成するうえでは、実施するものとして経費を見込むものとする。

業務	受託者	発注者
調査対象者の抽出		○
調査票の設計・作成・印刷	○	

封筒および返信用封筒の設計・作成・印刷	○	
WEB 回答フォームの作成	○	
お礼状兼督促状の設計・作成・印刷	○	
あて名ラベルの用紙提供		○
あて名ラベルの作成・印刷		○
あて名ラベルの貼付	○	
封入・封緘	○	
郵送費（発送・料金受取人払）の負担	○	
発送	○	
郵送分調査票の回収（返信先）		○
調査結果の集計・分析、調査結果報告書の作成	○	

（３）市域の温室効果ガス排出量の把握及び排出状況の分析

（ア）温室効果ガス排出量の推計

温室効果ガス排出量の推計に当たっては、マニュアルにおいて示されている統計データを活用することとし、部門毎に推計する。

なお、可能な限り、本市の実態に近い排出量を推計できる方法を提案することとし、以下の点に配慮すること。

- ①今後の定期的な温室効果ガス排出量の把握が可能となるようにすること。
- ②特殊な推計手法を必要とせず、普遍的な集計手法とする。
- ③温室効果ガス排出量の増減要因や特性について分析し、課題を整理する。
- ④エネルギー起源 CO2 排出量の推計、エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス排出量の推計、区域の森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計を行うものとする。

（イ）再生可能エネルギーの現況推計及びポテンシャル調査

受託者は、区域内の再生可能エネルギーの導入状況について情報収集し、今後の見通し等を分析する。また、再生可能エネルギーの技術動向や、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）等を用いて、導入可能性（ポテンシャル量）を調査する。

（４）市の事務事業における温室効果ガス排出量の把握及び排出状況の分析

市の事務事業の対象とする範囲の見直しを行うとともに、市が所有する施設におけるエネルギー使用量・種別等の実態調査を行う。各施設のエネルギー使用特性を把握し、温室効果ガス排出量を算定するとともに、その増減要因や特性について分析し、課題を整理する。

また、必要に応じて、過年度のエネルギー使用量等の収集を行う。

なお、環境省の地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の利用を含め、現行算定手法の見直しや新たなシステム構築（入力用 Excel シート含む）を併せて提案・構築する。

※システム構築にあたっては、次のとおりとすること。

- ① 各施設担当で容易に入力できる調査票であること。
- ② 入力された調査票を用い、容易に排出量総量を算定できること。

（５）温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標の設定

（ア）温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガスの排出量状況を踏まえ、現状趨勢ケースについて推計を行う。

また、温室効果ガス排出量の削減に向けた対策を実施した場合についても将来推計を行い、2030年及び2050年における国の削減目標を踏まえた温室効果ガス削減目標を設定する。

（イ）再生可能エネルギー導入

将来の再生可能エネルギー導入量を、複数パターン推計する。また、2030年及び2050年における再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。

※社会的な動向や国の削減目標、群馬県及び本市のこれまでの対策、みどり5つのゼロ宣言の各宣言との関連性について考慮し、まとめることとする。

（６）温室効果ガス排出削減等に関する施策の検討

受注者は、温室効果ガス削減目標達成に向け、市の特性に沿った効果的な対策・施策の提案並びに対策・施策の導入効果の算定及び評価を行い、整理し、ロードマップを作成するほか、わかりやすく、把握しやすい指標を作成すること。

なお、施策体系は、内容が分かりやすく効果のある施策体系とする。

また、温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーの導入と地域課題の同時解決や地域経済の活性化等を見据えた施策についても提案するものとし、みどり5つのゼロ宣言の「宣言2 温室効果ガス排出量ゼロ」だけでなく、その他宣言「宣言1 自然災害による死者ゼロ」、「宣言3 災害時の停電ゼロ」、「宣言4 プラスチックゴミゼロ」、「宣言5 食品ロスゼロ」を達成するための施策についても提案するものとする。

（７）市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標の設定

温室効果ガス排出量の削減に向けた施策をもとに、温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

なお、目標設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画で掲げられている目標値と遜色のない目標値を設定するとともに、実効性の高い目標とする。

また、次に挙げるような具体的な取組を検討、提案に含めるものとする。

- (ア) 電気の使用に関する項目
- (イ) 公用車の使用に関する項目
- (ウ) ガス、その他燃料に関する項目
- (エ) 施設・設備に関する項目 再生可能エネルギー導入、省エネルギー改修など

(8) 気候変動による影響の評価及び適応策の検討

環境省「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を参考に、これまでに、気候の変化や気象現象（高温、大雨等）によって生じたと考えられる影響の事例、および影響の原因となった気象現象について、資料等による調査を行い、分野ごとに整理する。

また、本市の自然的・経済的・社会的状況や地域特性を踏まえて、本市において将来想定される気候変動影響について情報を収集し、整理する。気候変動による現状の影響と、将来想定される影響を踏まえて、各分野の気候変動影響について評価を実施し、優先度の高い分野や項目の特定を行う。

市における優先度の高い気候変動影響を対象に、将来の影響に対する施策の対応力を整理するとともに、新規または追加的な適応策が必要か検討する。

施策が必要とされた気候変動影響に対し、具体的な適応策の情報を収集し、市で実行可能な適応策を検討する。

(9) 推進体制の検討

策定した計画を効率的に推進するための体制を検討する。

(10) 計画の作成

(1) から (9) までの内容を取りまとめ、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和5年3月）」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和4年3月）」並びに「地域気候変動適応計画策定マニュアル」に準拠し、地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地方公共団体実行計画（事務事業編）並びに地域気候変動適応計画を統合した1つの計画を作成するとともに、概要版を作成する。

なお、作成にあたっては、コラムや写真、イラスト等を効果的に用い、分かりやすい計画書とする。（表紙等のデザインも含む）

また、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の実績報告に間に合うよう計画書の作成を行うものとする。

(11) 環境審議会の運営支援

本仕様書に定めた事項については、みどり市環境審議会において年3回程度審議する

予定である。審議会の開催にあたり、資料作成、審議会への出席、議事進行に協力するほか、議事録作成を行う。

(12) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントで寄せられた意見を取りまとめ、回答案を作成する。

パブリックコメントの結果及び環境審議会の意見に基づき修正し、最終的な計画書を作成する。

6 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 業務報告書（印刷物） 5部
- (2) 上記（1）の原稿一式（電子データ）及び概要版電子媒体 一式
- (3) その他本業務に使用した各種資料の電子データ 電子媒体 一式

7 納品場所

本業務の成果品の納入先は、みどり市市民部生活環境課とする。

8 貸与資料

本業務を遂行するため、市が保有する資料が必要な場合には貸与するものとする。

9 情報セキュリティ及び秘密の保持

受託者は、市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、また、業務の遂行上知り得た情報は他人に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と受託者とは常に密接な連絡を取り、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録）を作成し、相互に確認する。
なお、打合せ協議等の迅速かつ密接な連絡体制確保のため、受託者はリモートによる会議等の環境整備を整えるものとする。
- (2) 成果品の著作権・利用権は、本市に帰属し、成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
なお、納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに訂正、補正等の措置を行うものとし、かかる経費は、受託者の負担と

する。

- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を本市の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は業務遂行上の疑義が生じた場合については、双方協議のうえ決定するものとする。

1 1 担当課

みどり市市民部生活環境課

所在地〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-76-2111 (内線 202872) 0277-76-0985 (課直通)

メールアドレス seikatsukankyo@city.midori.gunma.jp